

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

A市B中学校のC生徒は、通常の学級に在籍している。自閉症スペクトラムの診断を受けている。知的な遅れはなくワーキングメモリーと処理速度が低い。書字のむずかしさがあり。特別支援学校のSSTを受けている。授業では板書をカメラで撮影し、家庭でのノート学習に役立てている。定期考査では、白手袋の着用、各教科のテスト時間の延長、タイマーの使用、解答用紙の拡大、別室での受験、計算用紙の使用といった合理的配慮を実施している。

1 対象生徒の障害種

自閉症

2 障害の程度

※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か

3 在籍状況

中学校・通常の学級

4 学年

中3

5 対象生徒の実態

自閉症スペクトラムの診断がある。
 他人との社会的関係の形成の困難さ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる。
 全体的な知的水準は年齢相当であるが、得意な事と不得意な事の差が大きい。
 書字のむずかしさがある。月に1回程度の書字トレーニング、板書をカメラで撮影し、家庭でのノート学習に役立てている。
 心の状態によっては、時折音への感覚過敏、触れられることへの感覚過敏が見られる。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

- 1 保護者からの合理的配慮の申し出があった。
- 2 定期考査時に白手袋の着用(爪を噛む癖があり集中力を欠くため)、タイマーの使用、試験時間の15分延長、解答用紙の拡大、別室での受験、計算用紙の使用
- 3 特別支援学校と連携
- 4 申し出のあった合理的配慮を行うことで合意。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

本市では、個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式を統一している。作成に関しては、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに協力してもらうこともできる。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

授業や定期考査の際の合理的配慮の提供について保護者から申し出があり、学校、特別支援学校のコーディネーターと連携して合意形成に至った。

書字に困難さがあるため、試験時間の延長や解答用紙の拡大という配慮を行った。また、時間延長のため、他の生徒に影響があるため別室での受検となった。タイマーに関しては、アナログの時計について「残分」がどれだけあるかが分かりにくいためである。計算用紙の使用は、問題用紙の文字とメモや計算の文字が重なるなど、うまく余白を活用できないためである。

合理①-2-3 心理面・健康面の配慮

爪を噛む癖があり集中力を欠くため、定期考査の際には白手袋を着用という配慮を実施している。普段の授業では、毎日着用することは、ストレスとなるので使用していない。定期考査の際、白手袋の着用で心理的に安定した状態で受検できている。

9 成果と課題

<成果>

授業や定期考査での合理的配慮の提供実績により、公立高校受験に際して合理的配慮が認められ受検できたことは大きな成果である。

<課題>

高等学校の受検校が決定してから受検まで数か月しかないので、高等学校側との協議において時間的な問題があり、苦慮した。中高連携がますます重要になってくる。